

令和7年度用 七尾市家庭ごみ収集カレンダー広告主募集要領

1 目的

この要領は、七尾市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年七尾市告示第67号）に基づき、七尾市家庭ごみ収集カレンダーへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類、

名称	令和7年度用 家庭ごみ収集カレンダー
発行部数	26,700枚
発行時期	令和7年3月
有効期限	令和7年4月1日～令和8年3月31日
内容	家庭ごみの収集日をカレンダーにより広報するための印刷物で、市内全世帯に無料配布しています。 カレンダーは年間の収集日を表示してあり、家庭などに掲示し収集日を確認するものです。
配布エリア	市内全域

3 広告の掲載位置、規格等

- (1) 媒体の表面下段に掲載します。
- (2) 広告の文字色、サイズは次のとおりです。

サイズ	全5枠（1者1枠限り）、1枠40mm×77mm
刷色	カラー

4 広告掲載料 1枠100,000円

5 広告の作成

広告主が、掲載サイズ内で広告原稿を作成し、電子データ及び紙で提出する。

6 募集対象 県内に住所又は事業所を有する事業者

7 応募上の注意

掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類す

るもの

- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

掲載に適すると認められる応募が、募集した枠数を超える場合は、抽選により決定する。

8 募集期間 令和6年10月15日 から 令和6年12月20日 まで

9 提出書類

- (1) 七尾市広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 広告原稿を添付

10 提出方法

- (1) 持参する場合・・・窓口での受付は、募集期間内の平日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 郵送の場合・・・一般書留又は簡易書留を利用すること。なお、締め切りを過ぎて到着したものは失格とする。
また、封書に「令和7年度用 家庭ごみ収集カレンダー広告掲載申込書」である旨を記載するものとする。

11 提出先、問い合わせ先

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市市民生活部環境課（本庁1階）（担当：山田、山口）
TEL. 0767-53-8421